

令和 6 年度

事業承継支援資金のご案内

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

この資金は、事業承継計画や事業承継を契機とした経営状況の変化に対応するための事業計画を策定した方などに、その計画の円滑な実行を支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人等で、次の(1)～(6)のいずれかに該当する方。ただし、(3)、(4)に該当する場合は、中小企業経営承継円滑化法第 12 条第 1 項に基づく知事の認定を受けている中小企業者の代表者及び事業を営んでいない個人も含み、(5)、(6)に該当する場合は、法人のみを対象とします。

- (1) 事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む方
- (2) 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む方
- (3) 中小企業経営承継円滑化法第 12 条第 1 項（第 1 号ニに該当する場合を除く。）に基づく知事の認定を受けている方
- (4) 愛知県事業承継ネットワークの構成機関等の支援を受けて、(1)～(3)の計画の実行に取り組む方
- (5) 保証申込受付日から、3 年以内に事業承継を予定する法人、または、一定期間内に事業承継を実施した法人で、次のア～エの要件を全て満たす方
 - ア. 資産超過であること
 - イ. E B I T D A 有利子負債倍率が 15 倍以内であること
 - ウ. 法人・個人の分離がなされていること
 - エ. 返済緩和している借入金がないこと
- (6) 次のア～ウの要件を全て満たす会社（上場会社等を除く。）
 - ア. 中小企業経営承継円滑化法第 12 条第 1 項第 1 号ニの規定による知事の認定を受けていること
 - イ. 法人・個人の分離がなされていること
 - ウ. 返済緩和している借入金がないこと

2 融資条件

融資限度額	2 億 8,000 万円								
資金使途	事業承継計画及び事業計画の実施に必要な設備資金・運転資金								
融資期間 (据置期間) 融資利率	設備資金	3 年以内 (原則 12 か月以内)	年 1.2%	※(4)～(6)に該当する方は、左記利率より					
	運転資金	5 年以内 (原則 12 か月以内)	年 1.3%						
		7 年以内 (原則 12 か月以内)	年 1.4%						
	設備資金	10 年以内 (原則 12 か月以内)	年 1.5%	△0.2%					
保証料率 (単位：年率%)	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率となっております。								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38
	※(5)、(6)に該当する方で、専門家による確認を受けた場合は、以下の保証料率が適用されます。								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
担保及び 連帯保証人	名古屋市信用保証協会所定 ※ (5)、(6)に該当する方は、連帯保証人は不要です。								

3 融資の取扱期間

令和6年4月1日(月)から翌年3月31日(月)まで

4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関(愛知県内店舗)にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 個人情報取扱いに関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し)2期分・決算書(写し)2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - 事業承継計画書若しくは事業計画書(事業承継)(名古屋市信用保証協会所定様式)
 - 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定を受けていることを証明する、知事の認定書の写し等
 - 名古屋市経営安定資金(事業承継支援資金)融資制度に係る証明申請書(名古屋市信用保証協会所定様式)
- ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

名古屋市信用保証協会所定様式

6 その他

- 名古屋市経営安定資金(事業承継支援資金)融資制度に係る証明申請書(以下「証明申請書」という。)については、融資申込に先立って、証明申請書1通を愛知県事業承継ネットワークの構成機関に提出し、計画が当該構成機関の支援を受けて策定されたものであることの証明を受けた上で、名古屋商工会議所中小企業部に提出していただき、当該構成機関が愛知県事業承継ネットワークの構成機関であることの証明を受けてください。
- 名古屋商工会議所中小企業部への証明申請書の提出は、原則として名古屋商工会議所中小企業部へ持参してください。(郵送も可。中区栄二丁目10番19号)
- この融資制度は、責任共有制度※の対象です。
※責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため、全国の保証協会に導入された制度です。保証付融資は一部を除いて、従前の原則100%保証から80%保証となりました。
- 保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

(1) 融資制度全般に関すること

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号(中小企業振興会館6階)
電話 052(735)2100

(2) 保証制度等に関すること

名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052(212)3011